

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七十八号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年佐賀県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表の一の表の一の項から七の項までの償還期間等の欄中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。